

2. 【園内でのイベント開催手引き】

■利用相談・受付窓口

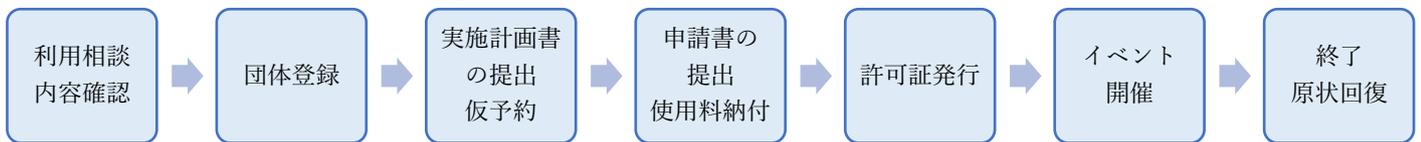
あさはた緑地管理事務所（以下、「管理事務所」という） あさはた緑地センターハウス内

TEL：054-295-5165

受付時間 9:00～17:00（年末年始 12/29～1/3 を除く）

■園内でのイベント開催の流れ

イベントを開催するには、あさはた緑地交流広場条例第 7 条第 1 項に基づき、以下の順番で利用申請をしてください。



必ずお問い合わせフォームやお電話、管理事務所窓口にて事前にご相談ください。

■許可が必要な行為

あさはた緑地内で行う行為のうち、許可が必要なものは以下のとおりです。

- (1)一般に広く告知をする
- (2)行商、募金、出店その他これらに類する行為をする
- (3)業として写真又は映画を撮影する
- (4)興行をする
- (5)協議会、展示会、博覧会、映画会、集会、撮影会その他これらに類する催しのために交流広場の全部または一部を利用する

なお、次に掲げるものは許可いたしませんのでご了承ください。

- ①営利を目的とした物品の販売または頒布（客引き等の営業行為を含む）
- ②営利のみを目的とするなど著しく公共性にかげ、又は排他的な集会・催し
- ③公共性に欠ける募金又は署名活動
- ④休園日又は開園時間外の利用
- ⑤車両を利用するイベント（車両を利用することがイベントの実施に不可欠で他の利用者の安全と快適性が損なわれないと認められる場合を除く）
- ⑥次の項目に該当し明らかに公園利用の快適性を損なうもの
 - ・公園施設の損傷又は汚損

- ・公園の風致又は美観の侵害
 - ・他の利用者に危害を与えまた不便を生じさせること
- ⑦上記の他、あさはた緑地管理事務所長（以下、「所長」という）が公園の利用又は管理上から不都合と認めるもの

■許可条件

以下の事項を厳守することを利用の条件とします。

- (1) 一般利用者に迷惑をかけないように次の事項に留意すること。
 - ①公衆の安全を守るよう、必要な措置を講ずること。
 - ②備品や貸しスペース内を損傷したり汚損する等、利用に支障を及ぼす恐れのある行為をしないこと。
 - ③公園の景観、その他公園としての機能を害さないこと。
- (2) 許可を受けた事項を変更するときは、所長の許可を受けること。
- (3) 許可の期間が満了したときは直ちに現状に回復すること。ただし現状に回復することが不適當な場合は、管理事務所スタッフ(以下、「スタッフ」という)の指示に従い、必要な措置を講ずること。
- (4) 事故が発生し、またはその恐れがあると判断される場合は、速やかに管理事務所に連絡するとともに公園利用者の安全を計り、申請者の責任において速やかに処理すること。
- (5) 公園施設を損傷し、汚損し、または滅失した場合は、これを処理し、もしくは現状に回復、または賠償すること。
- (6) 都市公園法及び関係法令を遵守するとともに、スタッフの指示に従うこと。

■行為許可の種類と使用料

区分		単位	使用料
(1)行商、募金、出店その他これらに類する行為をすること	面積によるもの	1 m ² 1 日につき	88 円
	面積により難いもの	1 人 1 日につき	1,100 円
(2)業として写真又は映画を撮影すること	面積によるもの	1 m ² 1 日につき	88 円
	面積により難いもの	1 人 1 日につき	1,100 円
(3)興行をすること 例) サーカス、演劇	面積によるもの	1 m ² 1 日につき	44 円
	面積により難いもの	1 回 1 日につき	1,650 円

(4)協議会、展示会、博覧会、映画会、集会、 撮影会その他これらに類する催しのために 交流広場の全部または一部を利用すること 例) マルシェ、写真撮影会	面積によるもの	1 m ² 1 日につき	33 円
	面積により難しいもの	1 回 1 日につき	1,650 円

※ここでいう「面積により難しいもの」とは、主に移動を伴うものをいいます。

■ イベント等開催の手続き

(1) 利用の相談・内容確認

- ①検討中のイベント等の実施については、遅くとも 3 か月前までに、あさはた緑地センターハウス開館時間内に来館又は電話、あさはた緑地ホームページのお問い合わせフォームより事前にご相談ください。
- ②他の施設での実施経験がある場合は、その時の様子をお知らせください。
- ③原則、企画書等をお持ちください。
- ④内容によっては所長との相談が必要な場合があります。所長が不在の場合は日を改めていただくこともございます。ご了承ください。

(2) 団体登録

- ①イベントを開催していただくには団体登録が必要です。
- ②団体名・連絡先・活動内容等をご記入いただきます。

(3) 実施計画書の提出・仮予約

- ①管理事務所窓口にて、実施計画書に必要事項をご記入の上、スタッフに提出してください。
- ②ご提出いただいた実施計画書をスタッフが確認させていただきます。

※公共の施設であり、地域の活性化につながるよう施設使用料が安く設定されています。そのため、営利を目的とするイベントは実施できません。スタッフが参加費が高額だと判断した場合、イベントの収支見込みを確認させていただく場合がございます。

※設置物がある場合、占用許可申請書の提出が必要になります。こちらの申請書は、静岡市に提出いただく資料になります。手続きの仕方、料金等は、お手数ですが静岡市緑地政策課にご確認ください。

(4) 行為許可申請書の提出・使用料納付

- ①管理事務所窓口にて、利用日の 1 か月前～1 週間前の期間に、「あさはた緑地交流広場行為許可申請書」の提出と使用料の納付を行ってください。使用料のお支払いは現金のみになります。
- ②貸し備品や駐車場を利用される方は、申請時にスタッフにご相談ください。

(5) 実施の許可

- ①申請書と使用料納付の確認後、所長から許可が下ると、許可書を発行します。これをもって、イベント等の実施が可能となります。
- ②許可書は領収書を兼ねております。なくさずに保管してください。

(6) イベント等の開催

- ①利用の前に必ず窓口にお立ち寄りいただき、スタッフに許可書をご提示ください。スタッフより

「利用後チェックシート」をお渡しいたします。

②イベント等の準備及び開催にあたっては許可書に書かれている許可条件を守ってください。イベント等開催中は許可書を必ず携帯してください。

(7) イベント等の終了

①イベント等の撤去、清掃が終了しましたらごみや落とし物がないか確認していただき、「利用後チェックシート」をご記入の上、スタッフに提出してください。

②不備があった場合は、ご連絡させていただくこともございます。

■利用上の注意事項

(1) 荷物の保管

①原則として利用日前後の荷物の保管は行いません。

②当日、申請者が持ち込んだ備品、物品等については、申請者に保管の責任を負っていただきます。

(2) 搬入と搬出

①物品の搬入と搬出がある場合は事前にスタッフと打ち合わせを行ってください。

(3) 会場の設営と撤去

①物品の運搬や設営等会場の準備は申請者が同行の元行ってください。

②撤去終了後申請者は利用した施設を現状に回復するとともに、スタッフに「利用後チェックシート」を提出してください。

③あさはた緑地の備品を使用する場合、使用後は管理事務所にお持ちいただき、スタッフの指示で返却してください。

④イベントで発生したごみは、申請者がすべてお持ち帰りください。

(4) 掲示物や設置物

①公園内へのチラシ等の掲示はできません。センターハウスにて配布することは可能です。配布する場合は A4 サイズ以下で印刷していただき、管理事務所にお持ちください。

②あさはた緑地は、地形上急な突風が吹くことがあります。設置物がある場合は、重石をし、他の利用者に怪我がないように注意してください。また、設置物がある場合、行為許可申請書の他に「公園占用許可申請書」を静岡市に提出していただく必要があります。その場合、申請者から静岡市に手続等ご確認いただき、指示に従ってください。

(5) 電気・水・火気の利用

①イベント開催時に電気を使用する場合には、「電気使用届出書」を提出していただきます。

②イベント開催時に水道を使用する場合（例えば、プールに水をためたり、水遊びがともなったりするイベント）には、「水道使用届出書」を提出していただきます。

③原則、園内での火気の使用は禁止です。ただし、イベント等で相談があった場合につき、防火管理者の判断で許可をします。火気利用の許可が下りた場合、「火災と紛らわしい煙又は火災を発生する恐れのある行為の届け出書」を2部作成し、千代田消防署へご提出いただきます。そのうち1部に「届出済」の印をもらい、管理事務所にご提示ください。

(6) チラシの配架

あさはた緑地で開催されるイベント等のチラシを、センターハウス内へ配架できます。

サイズは、A4 サイズ以下が対象です。

(7) 大雨等による利用中止

あさはた緑地は遊水地機能（大雨の際に巴川の氾濫を防ぐため、一時的に水を貯める機能）がある公園です。そのため、以下の場合には安全確保のために閉園となり、あさはた緑地内の全ての施設利用を中止します。

①静岡市南部に大雨警報(浸水害)が発令された場合

②巴川が危険水位に達し園内の警報がなった場合

この場合、許可していた行為および利用はキャンセルとなりますので、あらかじめご理解ください。なお、その場合は、あさはた緑地交流広場条例第 12 条 1 項「利用者の責めに期することができない理由により利用することができなくなったとき」に該当し、お支払いいただいた使用料については還付の対象になります。

■免責

当公園利用中に生じた人身事故及び物品の盗難、破損等については、申請者が責任を負うものとします。